

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年7月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1900209 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 2000004 号

第 1 結論

昭和 51 年 11 月から昭和 52 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 11 月から昭和 52 年 10 月まで

昭和 51 年 11 月頃に私が A 市役所で国民年金の任意加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を同市役所で納付していたのに、年金記録では、請求期間について国民年金の加入記録及び保険料の納付記録がない。

年金手帳及びスケジュール手帳により、私が請求期間について国民年金に任意加入しており、国民年金保険料を納付していたことが分かるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納はないことから、請求者の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録上、請求者の請求期間は国民年金に未加入の期間となっているが、請求者が所持する年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」は昭和 51 年 11 月 2 日と日付印で記載されており、請求者が請求期間について国民年金に任意加入していたことが確認できることから、当時、請求者に係る行政機関の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがわれる。

さらに、請求者の夫は、「昭和 51 年 10 月頃に妻から国民年金への任意加入の相談を受けた。私は反対したが、妻がどうしても国民年金の加入手続をすると言い、昭和 51 年 11 月頃に妻から国民年金保険料を納付したと報告を受けたことを覚えている。」と陳述している上、請求者から提出された 1976 年 (昭和 51 年) 及び 1977 年 (昭和 52 年) のスケジュール手帳に「年金」又は「年」と記載されている金額の合計は、請求期間の保険料を実際に納付した場合に必要な保険料の合計とほぼ一致していることを踏まえると、保険料の納付意識が高かった請求者が、12 か月と短期間である請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

そのほかの事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、請求期間について、請求者に係る国民年金被保険者の資格取得日を昭和 51 年 11 月 2 日に訂正し、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000021号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000016号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA社に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る社員カード及び同社の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務(昭和59年5月1日にA社(B本社)から同社C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA社(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000024号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000017号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA社に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る社員カード及び同社の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務(昭和59年5月1日にA社(B本社)から同社C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA社(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000041号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000018号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA社に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る社員カード及び同社の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務(昭和59年5月1日にA社(B本社)から同社C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA社(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000042号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000019号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA社に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る社員カード及び同社の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務(昭和59年5月1日にA社(B本社)から同社C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA社(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。